宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議設置要綱

１　名称

この会議は、「宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議（以下「会議」という。）」と称する。

２　目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第９条に基づき、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関の密接な連携と相互の協力を図ることを目的する。

３　協議事項

会議は、次に掲げる事項を行う。

（１）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関との情報交換及び連携・協力に関する事項

（２）その他目的達成に必要な事項

４　組織

会議は、別表に掲げる機関をもって構成するほか、配偶者からの暴力の防止被害者保護に必要とする関係者を会議に加えることができる。

５　事務局

会議の事務局は、宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課内に置く。

６　会議の開催

会議は、原則として年１回開催する。

ただし、会議の構成機関の要望により必要に応じて会議を開催することができる。

附則

この要綱は、平成１４年９月６日から施行する。

この要綱は、平成１６年９月８日から施行する。

この要綱は、平成１８年９月８日から施行する。

この要綱は、平成２３年１月５日から施行する。

この要綱は、平成２４年８月１６日から施行する。

この要綱は、令和２年９月１６日から施行する。

この要綱は、令和５年１０月２７日から施行する。